



平成30年8月9日

高知労働局長  
古田 宏昌 殿

高知地方最低賃金審議会  
会長 近藤 啓明

高知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成30年7月2日付け高労発基0702第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成28年10月16日発効の高知県最低賃金（時間額715円）は平成28年度の高知県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の答申に当たっては、地域最低賃金額の大幅な引上げにより、経営基盤の脆弱な中小零細事業者や中山間地域の零細事業者に影響が及ぶことが懸念されるため、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを要望する。

来年度以降の審議に当たっても高知県における経済環境を幅広い指標から総合的に判断しつつ公労使共に早期に800円の実現を目指すものとする。

## 高知県最低賃金

- 1 適用する地域  
高知県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間762円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

## 高知県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 最低賃金

- (1) 件 名 高知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 715円
- (3) 発 効 日 平成28年10月16日

### 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成28年度
- (3) 生活保護水準（平成28年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の高知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値（高知県内生活保護受給世帯数加重平均）を加えた金額（90,129円）

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

平成28年10月16日発効の高知県最低賃金の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると高知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$715 \text{円 (高知県最低賃金)} \times 173.8 \text{時間 (1箇月平均法定労働時間)} \\ \times 0.824 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 102,396 \text{円}$$

※時間給715円で月173.8時間働いた場合の平成28年の税、社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率